

## 総務経済常任委員会

令和3年4月22日（木）

### ◎審査案件

議案第3号 紋別市税条例等の一部改正について

議案第4号 紋別市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について

### ◎出席委員（7名）

委員長	宮川正己君	副委員長	青木邦雄君
委員	飯田弘明君	委員	阿部秀明君
〃	喜多俊晴君	〃	梶川友子君
〃	橘有三君		

### ◎欠席委員（なし）

### ◎正副議長

副議長 鈴木敏弘君

### ◎出席説明員

市長	宮川良一君	副市長	鈴木英樹君
総務部長	牧野昌教君	紋別地区消防組合 事務連絡室長	大谷信一君
庶務課長	小林昌史君	財政課長	鈴木保智君
兼新庁舎建設準備室 参事		兼新庁舎建設準備室 参事	
企画調整課長	竹本幸孝君	税務課長	伊藤聖君
庶務課庶務係長	中野弘貴君		

### ◎教育委員会

教育長 堀籠康行君

### ◎監査委員

監査委員 村井毅君

### ◎議会事務局出席職員

事務局長	黒木主税君	事務局次長	細川貴志君
議事係長	川勝亜樹子君	議事係	岡山可奈君

◎傍聴議員 田中勝彦議員、加藤裕貴議員

◎傍聴記者 瀧澤記者（北海民友新聞）

午前10時16分 開会

○宮川正己委員長 ただいまから総務経済常任委員会を開会いたします。

お諮りいたします。

報道機関から傍聴の申出がございますが、これを許すことにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○宮川正己委員長 ご異議がありませんので、そのように決定いたします。

本委員会に付託された案件は、議案第3号及び議案第4号であります。

本案を議題といたします。

初めに、議案第3号紋別市税条例等の一部改正について、提出者の説明を求めます。

伊藤税務課長。

○伊藤税務課長 本委員会に付託されました議案第3号紋別市税条例等の一部改正についてお手元に配付しております委員会資料に基づき、ご説明申し上げます。

資料の1ページ目をお開き願います。

初めに、1の改正趣旨についてであります。地方税法等の一部を改正する法律による地方税法の一部改正に伴い、個人市民税における住宅ローン控除、土地に係る固定資産税及び都市計画税の負担調整措置、軽自動車税環境性能割の税率区分、臨時的軽減の延長及び軽自動車税種別割のグリーン化特例の見直し等を行うため、所要の改正をしようとするものであります。

次に、2の改正内容についてであります。個人市民税における住宅ローン控除の見直し、土地に係る固定資産税等の負担調整措置、軽自動車税環境性能割の税率区分の見直し、軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の延長、軽自動車税種別割のグリーン化特例の見直し、関係法令の改正に伴う引用条項の整理等でございます。

2ページ目をご覧ください。

令和3年度市税条例改正の概要についてご説明申し上げます。

まず、個人市民税における住宅ローン控除の見直しについてであります。

改正の内容でございますが、所得税において控除期間を13年間とする住宅ローン控除の特例の延長等の措置が講じられることに伴い、当該措置の対象者についても所得税から控除し切れなかった額を現行制度と同じ控除限度額、所得税の課税総所得金額等の7%の範囲内で個人市民税から控除するものであります。

参考として所得税における措置を記載しておりますが、現行要件では令和2年末まで、新型コロナウイルス感染症の影響により入居が遅れた場合は令和3年末まで、今回の改正でそれぞれ令和4年末までの入居者を対象とするものであります。

減収額については、地方特例交付金により全額国費で補填されることとなっております。

次に、関係法令でございますが、市税条例では附則第36条第2項、地方税法では、附則第61条第4項となっております。

次に、施行期日でございますが、公布の日からであります。

3 ページ目をお開き願います。

土地に係る固定資産税等の負担調整措置についてであります。

まず、改正の内容でございますが、土地に係る固定資産税、都市計画税の負担調整措置及び措置年度において下落修正をすることができる特例措置について、令和5年度まで継続されるものであり、その上で新型コロナウイルス感染症により国民生活全般を取り巻く環境が大きく変化したことを踏まえ、納税者の負担感に配慮する観点から、令和3年度に限り負担調整措置等により税額が増加する土地について、前年度、令和2年度の税額に据え置く特別な措置を講ずるものであります。

参考として負担調整措置を記載しておりますが、土地の評価替えに伴う税負担の上昇を一定割合に抑え、なだらかに本来の税額に近づけていくための措置であり税負担の均衡化、適正化のために講じられているものであります。

次に、関係法令でございますが、市税条例では附則第11条、附則第11条の2、附則第12条、附則第13条、地方税法では附則第17条、附則第17条の2、附則第18条、附則第19条となっております。

施行期日でございますが、公布の日からであります。

4 ページ目をお開き願います。

軽自動車税環境性能割の税率区分の見直しについてであります。

まず、改正内容でございますが、軽減対象者の割合を現行と同水準としつつ、新たな2030年度燃費基準のもとで税率区分を見直すものであり、クリーンディーゼル車については、構造要件による非課税の対象から除外した上で、2年間の激変緩和措置を講ずるものであります。

表の右側の改正案でございますが、クリーンディーゼル車の2030年度基準60%達成者が1%課税される予定となっております。

次に、関係法令でございますが、市税条例では第81条の4、地方税法では、第451条第1項及び第2項となっております。

施行期日でございますが、公布の日からであります。

5 ページ目をお開き願います。

軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の延長についてであります。

まず、改正の内容でございますが、環境性能割の税率を1%分軽減する臨時的軽減について現行の令和3年3月31日から適用期限を9カ月延長し、令和3年12月31日までに取得したものを対象とするものであります。

減収額については、全額国費で補填されることとなっております。

次に、関係法令でございますが、市税条例では附則第15条の2、地方税法では附則第29条の8の2となっております。

施行期日でございますが、公布の日からであります。

6 ページ目をお開き願います。

軽自動車税種別割のグリーン化特例の見直しについてであります。

まず、改正の内容でございますが、グリーン化特例については環境性能割を補完する制度であることを踏まえ、重点化等を行った上で、2年間延長するものであります。

表の下段、改正案太字の部分でございますが、クリーンディーゼル車が75%軽減から外れる形となっております。

次に、関係法令でございますが、市税条例では附則第16条、地方税法では附則第30条となっております。

施行期日でございますが、公布の日からであります。

最後に、関係法令の改正に伴う引用条項の整理等であります。

以上で説明を終わりますので、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○宮川正己委員長 質疑を行います。

○青木邦雄委員 一点だけ。毎年こういう市税条例の改正ということになると一番関心が高いのは、市民の負担が高くなるのかならないのか、あるいは市の税収にどのような影響があるのかということが議論になるかと思うんですが、今回の改正で説明を聞く限りでは、個人負担については全然変更もないですし、市にとっても減収になる部分については国費で補填されるということなので、少なくとも令和3年度については全然影響が、どちらにもないと考えてよろしいでしょうか。

○伊藤税務課長 お答えいたします。

青木委員のおっしゃるとおりでございます。

住宅ローンの控除の関係と環境性能割の関係は、全額国費で補填されることになります。

○宮川正己委員長 ほかはよろしいですか。

以上で質疑を終結いたします。

採決いたします。

議案第3号は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○宮川正己委員長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号紋別市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について、提出者の説明を求めます。

伊藤税務課長。

○伊藤税務課長 本委員会に付託されました議案第4号紋別市固定資産評価審査委員会条例の一部改正についてお手元に配付しております委員会資料に基づき、ご説明申し上げます。

資料の1ページ目をお開き願います。

初めに、改正趣旨についてであります。固定資産課税台帳に登録された価格に関する審査の申出に係る文書における押印義務の見直しを行うため、所要の改正をしようとするものであります。

次に、改正の内容でございますが、審査の申出の手續等における書面への押印及び署名を不要とするため、次のように改正するものであります。

次のページの新旧対照表をご覧ください。

第4条中第4項を削り、第5項を第4項とし、第6項を第5項に、第8条第5項中、記載し、提出者がこれに署名押印しなければならないを、記載しなければならないに改めるものでございます。

最後に施行期日でございますが、公布の日からであります。

以上で説明を終わりますので、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○宮川正己委員長 質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○宮川正己委員長 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

採決いたします。

議案第4号は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○宮川正己委員長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

本日の委員会はこれをもって散会いたします。

午前10時28分 散会